

報道機関各位

児童扶養手当の追給について

1 概要

本市が支給している児童扶養手当について、制度改正に伴い下記のとおり一部の方を対象に、過去に遡って追給を行います。

（1）制度改正の内容

給与所得及び年金所得（障害基礎年金）の双方を有する児童扶養手当受給資格者について、手当認定時に行う「所得金額調整控除」の適用

（2）追給対象者等

追給対象者 51名

追 給 額 1人当たり約4千円～約115千円

追 給 総 額 約2,000千円

2 追給が発生した原因

令和3年11月から、「所得金額調整控除」を適用する制度改正が行われたが、実施に向けて、国や県との協議や事務手順の確認等に時間を要したため。

3 対象者へのご案内

（1）対象となった方には子育て支援課から案内文を送付します。

（2）令和8年1月分の支給に併せて、追給分の児童扶養手当を口座に振り込みます。

問い合わせ先
子ども家庭局子育て支援課
担 当：田爪、春本
電 話：093-582-2410